

建築物耐震診断の申込をする方へ

必ずお読みください。

1 結果の公表について

倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金を申込み、建築物耐震診断を受ける場合は、建築物の耐震化を促進する施策の一環として、耐震診断の結果を本紙裏面の要領で公表します。

2 耐震診断における現地調査について

本事業による耐震診断は、「県知事指定の建築士事務所」が現地調査及び診断業務を行います。

耐震診断は、国土交通大臣が定めた方法に基づき実施し、これに伴う現地調査は、原則として次の内容で行います。建物の構造体の内部や基礎の形状・鉄筋の有無などの詳細を調べるものではありません。

○鉄筋コンクリート造等の場合

増築・被災等の履歴調査、外観調査（形状、ひびわれ、腐食、傾斜、地盤の状況等）、コンクリート強度調査（依頼者の了解が得られればコンクリートコア抜きを実施）等。また、元の構造図面が無い場合は、図面を復元するための調査を行います。

ただし、依頼者の都合により、詳細な現地調査が必要な場合は、別途対応することが可能です。

3 補助金の支払について

耐震診断業務が終了し報告書を受け取られたら、必要な経費を全額支払っていただく必要があります。その後、倉敷市が補助金の交付手続きを行います。

4 不動産取引上の注意

本事業で耐震診断を受けた建築物を譲渡若しくは貸与する場合は、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示し伝えなければなりません。

公表の仕方

1. 公表方法

岡山県建築指導課ホームページに次のとおり掲載し、公表します。

①耐震診断の結果集計表

例) 木造住宅耐震診断 (一般診断)

一般診断					
市町村名	実施棟数	実施結果 (棟数)			
		倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性あり	倒壊する可能性が高い
〇〇市	21	2	1	5	13

②耐震改修促進法第6条第1号から第3号に該当する建築物の具体的な結果 (県が定める緊急輸送道路の機能を倒壊により塞ぐおそれのある位置に建つ住宅も含まれます。)

例) 6条3号 (倒壊により緊急輸送道路の通過障害をおこすおそれのある建築物)

所在地	名称	用途	構造	階数	床面積	診断実施時期	診断の種類	結果の数値	所見概要
〇〇市〇〇1-8-13	〇〇〇マンション	共同住宅	R C	5	3,000	H18.7	耐震診断	Is0.57, CtSd0.31	倒壊又は崩壊する危険性がある
〇〇市〇〇2-5-4	-	戸建て住宅	W	2	150	H18.10	耐震診断	上部構造 評点0.8	倒壊する可能性あり

2. 窓口での閲覧

岡山県建築指導課及び倉敷市建築指導課の窓口で耐震診断の結果の台帳を閲覧に供します。(ただし、6条3号に該当し倒壊により緊急輸送道路の通過障害をおこすおそれのあるものを除き、戸建て住宅の所在地番は載せません。)

例) 耐震診断実施台帳

名称	所在地	用途	構造	階数	床面積	6条3号該当	診断実施時期	診断の種類	結果の数値	所見概要
〇〇〇マンション	〇〇市〇〇2-3-5	共同住宅	R C	8	4,000	有	H18.9	耐震診断	Is0.51, CtSd0.3	倒壊又は崩壊する危険性がある
-	〇〇市〇〇	戸建て住宅	W	2	150	無	H18.8	耐震診断	上部構造 評点0.6	倒壊する可能性が高い

3. 公表の時期

事業実施年度の翌年度の4月にまとめて掲載します。

耐震診断等事業の提出書類について（一般建築物用）

倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金の交付を受けようとする場合は、次の書類を添えて提出してください。

1. 交付申請時

- ① 倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 所有者及び建築時期が確認できる書類
（確認通知書の写し、登記事項証明書、課税証明書等）
- ③ 外観写真
- ④ 位置図（都市計画図又は住宅地図）
- ⑤ 平面図（延べ面積が算定できるもの）
- ⑥ 耐震診断業務の委託見積書の写し
- ⑦ 法人の登記簿謄本（申請者が法人の場合）
- ⑧ 建築物所有者の納税証明書 ※原則不要ですが、納税状況の確認に日数を要するため、お急ぎの方は提出をお願いします。
- ⑨ 誓約書

2. 事業完了時

（完了の日から10日以内に提出してください。）

- ① 倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 耐震診断報告書
- ③ 耐震診断結果評価書の写し
- ④ 耐震診断業務の委託契約書の写し
- ⑤ 耐震診断業務に要した費用の領収書の写し
- ⑥ 倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金請求書（様式第8号）